

# 資料 102-1

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可  
について

(諮問第1274号)

(公印・契印省略)

諮詢第1274号  
令和8年2月18日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮詢書

株式会社ほくでんアソシエ（代表取締役 茂森 実）ほか13者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請が、株式会社秋田県赤帽（代表取締役 佐藤 敬一）から、同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、当該変更の認可について審査した結果は別紙3のとおりであり、同法第31条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、当該許可の申請については同法第29条の許可をすることとし、当該変更の認可については同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮詢する。

# 特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

令和8年2月18日  
総務省

## ○ 事業の許可申請

### (1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金(注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 株式会社ほくでんアソシエ (北海道札幌市)	1億円	製造業 (3億7,727万円)	○			【1号役務】 北海道札幌市中央区の一部	【1号役務】 顧客(親会社とそのグループ会社)の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
2 北海道福山通運株式会社 (北海道札幌市)	2,000万円	貨物運送業 (48億9,038万円)	○			【1号役務】 北海道全域(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客との間で定めた拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
3 高澤運送 (宮城県仙台市)	—	貨物運送業 (799万円)	○			【1号役務】 宮城県	【1号役務】 既存顧客(自動車会社)との間で定めた拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 3月1日
4 株式会社ビルディング・ブックセンター (埼玉県入間郡三芳町)	1億円	倉庫業 (32億666万円)	○			【1号役務】 埼玉県及び東京都(離島を除く。)	【1号役務】 既存顧客(グループ会社間)で定めた拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 3月1日
5 NTT東日本株式会社 (東京都新宿区)	3,350億円	情報通信業 (1兆6,654億円)		○		【3号役務】 全国(一部エリアを除く。)	【3号役務】 メッセージと台紙をセットとし電報類似サービスとして送達する役務を見込んでいる。	改正電気通信事業法の施行日
6 東京福山通運株式会社 (東京都江東区)	1億円	貨物運送業 (10億5,524万円)	○			【1号役務】 引受地:東京都(離島を除く。)及び神奈川県 配達地:群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都(離島を除く。)及び神奈川県	【1号役務】 既存顧客との間で定めた拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
7 ヤマハモーターMIRAI株式会社 (静岡県磐田市)	4,000万円	製造業 (3億8,205万円)	○			【1号役務】 静岡県磐田市	【1号役務】 顧客(親会社とそのグループ会社)の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日
8 株式会社ベクターロジスティクス (愛知県一宮市)	5,000万円	貨物運送業 (31億3,860万円)	○	○		【1号役務】【3号役務】 引受地:大阪府 配達地:大阪府、京都府、奈良県及び和歌山県	【1号役務】 既存顧客(自動車ディーラー)の営業所間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 イレギュラー配送など高付加価値サービスとして送達する役務を見込んでいる。	令和8年 3月1日
9 株式会社3D (大阪府堺市)	300万円	貨物運送業 (14億158万円)	○			【1号役務】 大阪府	【1号役務】 地方公共団体の公文書配送への入札を見込んでいる。	令和8年 4月1日

(次ページに続く)

注1：直近の決算年度における額を記載

注2：直近の決算年度における額を記載

注3：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(1) 申請者及び提供サービスの概要(続き)

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金(注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
10 フレックストラムスポーツ株式会社 (大阪府茨木市)	1,000万円	貨物運送業 (5億7,318万円)	○	○	○	【1号役務】【3号役務】 大阪府	【1号役務】 医療機関及び健康保険関連団体の拠点間を巡回する役務 を見込んでいる。 【3号役務】 イレギュラー配達など高付加価値サービスとして送達する 役務を見込んでいる。	令和8年 3月1日
11 株式会社永尾運送 (大阪府摂津市)	5,000万円	貨物運送業 (6億1,755万円)	○	○	○	【1号役務】【3号役務】 大阪府	【1号役務】 既存顧客からの引受けの他、地方公共団体の公文書配達 への入札を見込んでいる。 【3号役務】 高セキュリティ便(特別ケースに格納)による送達する役務 を見込んでいる。	令和8年 4月1日
12 NTT西日本株式会社 (大阪府大阪市)	3,120億円	情報通信業 (1兆4,686億円)			○	【3号役務】 全国(一部エリアを除く。)	【3号役務】 メッセージと台紙をセットとし電報類似サービスとして送達 する役務を見込んでいる。	改正電気通信事 業法の施行日
13 OVERALL株式会社 (岡山県都窪郡早島町)	300万円	貨物運送業 (6億3,336万円)	○			【1号役務】 岡山県	【1号役務】 地方公共団体の公文書配達への入札を見込んでいる。	令和8年 3月1日
14 西新運輸株式会社 (福岡県福岡市)	900万円	貨物運送業 (3億1,301万円)	○			【1号役務】 福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日

## (2) 引受け及び配達の方法

申請者名	引受の方法				配達の方法
	同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
1 株式会社ほくでんアソシエ		1号	1号		対面交付又はメール室 への配達
2 北海道福山通運株式会社	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
3 高澤運送				1号	対面交付
4 株式会社ビルディング・ブックセンター			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
5 NTT東日本株式会社	3号（注）				対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
6 東京福山通運株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
7 ヤマハモーターMIRAI株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
8 株式会社ベクターロジスティクス	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達

(次ページに続く)

注：電話若しくはインターネットによる申込みを受けて、サーバーにて引き受ける。

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

(2) 引受け及び配達の方法(続き)

申請者名	引受の方法				配達の方法
	同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
9 株式会社3D			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
10 フレックストラ nsポート株式会社	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
11 株式会社永尾運送	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
12 NTT西日本株式会社	3号（注）				対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
13 OVERALL株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
14 西新運輸株式会社			1号	1号	対面交付

注：電話若しくはインターネットによる申込みを受けて、サーバーにて引き受ける。

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

## (3) 信書便事業収支見積

## その1 収入の部

申請者名(注1)	年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入(注2)	
		年度	計	役務		年度	役務別
1 株式会社ほくでんアソシエ (注3)	初 (12ヶ月)						
	翌						
2 北海道福山通運株式会社	初 (12ヶ月)						
	翌						
3 高澤運送	初 (10ヶ月)						
	翌						
4 株式会社ビルディング・ブックセンター (注4)	初 (1ヶ月)						
	翌						
5 NTT東日本株式会社	初 (10ヶ月)						
	翌						
6 東京福山通運株式会社	初 (12ヶ月)						
	翌						

(次ページに続く)

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：基本は顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出する。それ以外の算出方法は、別途注で記載する。

注3：

注4：

## (3) 信書便事業収支見積

## その1 収入の部(続き)

申請者名(注1)	年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入(注2)	
		年度	計	役務		年度	役務別
7 ヤマハモーターMIRAI株式会社 (注5)	初 (9ヶ月)						
	翌						
8 株式会社ベクターロジスティクス	初 (1ヶ月)						
	翌						
9 株式会社3D (注6)	初 (1ヶ月)						
	翌						
10 フレックストランスポーツ株式会社	初 (11ヶ月)						
	翌						
11 <u>株式会社永尾運送</u> (注7)	初 (5ヶ月)						
	翌						

(次ページに続く)

注5 :

注6 :

注7 :

## (3) 信書便事業収支見積

## その1 収入の部(続き)

申請者名(注1)	年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入(注2)	
		年度	計	役務		年度	役務別
12 NTT西日本株式会社	初 (10ヶ月)						
	翌						
13 OVERALL株式会社	初 (12ヶ月)						
	翌						
14 西新運輸株式会社 (注8)	初 (12ヶ月)						
	翌						

注8 : [REDACTED]

(3) 信書便事業収支見積  
その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名(注1)	年度	信書便事業 収入	合計	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
				人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)	租税公課		
1 株式会社ほくでんアソシエ	初 (12ヶ月)									
	翌									
2 北海道福山通運株式会社	初 (12ヶ月)									
	翌									
3 高澤運送	初 (10ヶ月)									
	翌									
4 株式会社ビルディング・ブックセンター (注4)	初 (1ヶ月)									
	翌									
5 NTT東日本株式会社 (注5)	初 (10ヶ月)									
	翌									
6 東京福山通運株式会社	初 (12ヶ月)									
	翌									

(次ページに続く)

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額

注3：当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

注4：

注5：

## (3) 信書便事業収支見積

## その2 支出及び利益の部(続き)

(単位:万円)

申請者名(注1)	年度	信書便事業 収入	合計	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
				人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)	租税公課		
7 ヤマハモーターMIRAI株式会社	初 (9ヶ月)									
	翌									
8 株式会社ベクターロジスティクス	初 (1ヶ月)									
	翌									
9 株式会社3D	初 (1ヶ月)									
	翌									
10 フレックストラ nsポート株式会社	初 (11ヶ月)									
	翌									
11 株式会社永尾運送	初 (5ヶ月)									
	翌									
12 NTT西日本株式会社 (注6)	初 (10ヶ月)									
	翌									

(次ページに続く)

注6 :

## (3) 信書便事業収支見積

## その2 支出及び利益の部(続き)

(単位:万円)

申請者名(注1)	年度	信書便事業 収入	合計	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
				人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)	租税公課		
13 OVERALL株式会社	初 (12ヶ月)									
	翌									
14 西新運輸株式会社	初 (12ヶ月)									
	翌									

## (4) 資金計画

申請者名(注1)		事業開始に要する資金(注2)	直近決算年度における現金預金の額(注3)	純資産の額(注4)
1	株式会社ほくでんアソシエ			
2	北海道福山通運株式会社			
3	<u>高澤運送</u>			
4	株式会社ビルディング・ブックセンター			
5	NTT東日本株式会社			
6	東京福山通運株式会社			
7	ヤマハモーターMIRAI株式会社			
8	株式会社ベクターロジスティクス			

(次ページに続く)

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：事業開始に要する資金は、人件費、業務委託費、その他費用の2カ月分、地代家賃、賃借料の1カ年分等の合計額

注3：流動資産のうち「現金預金の額」(売掛金、未収入金等は含まない)を記載

注4：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載

注5：

## (4) 資金計画(続き)

	申請者名(注1)	事業開始に要する資金(注2)	直近決算年度における現金預金の額(注3)	純資産の額(注4)
9	株式会社3D			
10	フレックストラנסポート株式会社			
11	株式会社永尾運送			
12	NTT西日本株式会社			
13	OVERALL株式会社			
14	西新運輸株式会社			

## ○ 事業計画の変更の認可申請

### (1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	変更 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 株式会社秋田県赤帽 (秋田県秋田市)	1,565万円	製造業 (4億5,921万円)	○	○	○	【1号役務】 秋田県 【3号役務】	【1号役務】 既存顧客との間で定めた拠点間を巡回する役務を提供している。 【3号役務】 還付信書の再送達など高付加価値サービスとして送達する役務を見込んでいる。	令和8年 4月1日

注1：直近の決算年度における額を記載

注2：直近の決算年度における額を記載

注3：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

注4：下線部分は今回変更するもの

### (2) 引受け及び配達の方法

申請者名	引受の方法				配達の方法
	同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
1 株式会社秋田県赤帽	1号、 <u>3号</u>	1号、 <u>3号</u>	1号、 <u>3号</u>	1号、 <u>3号</u>	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達

注：下線部分は今回変更するもの

## (3) 信書便事業収支見積

## その1 収入の部

申請者名(注1)	年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入（注2）	
		年度	計	役務		月	年度
1 株式会社秋田県赤帽	初 (10ヶ月)						
	翌						

注1：下線は消費税込みにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：

## (3) 信書便事業収支見積

## その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名(注1)	年度	信書便事業 収入	合計	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
				人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)	租税公課		
1 株式会社秋田県赤帽	初 (10ヶ月)									
	翌									

注1：下線は消費税込みにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額

注3：当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社ほくでんアソシエ（代表取締役 茂森 実）ほか13者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要是別紙1のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要是、以下のとおり。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

### 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第31条第1号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。 配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
業務の一部の委託	イ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密を保護が確保されているものであること。	[REDACTED]において、本件事業許可申請後、事業開始予定の日までに、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされる予定である。 当該委託（申請者が事前承認した再委託を含む。以下この表において同じ。）の計画を記載した書類において、当該業務を委託するに当たって、「総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められた方法によって委託業務を安全、正確かつ迅速に行わなければならない」と契約書の実施細目で定められており、信書便物の秘密を保護するために適切なものである。（注1）	適

（注1）[REDACTED]については、本件諮問第1274号において許可を適當とする答申が得られた場合、法第29条の特定信書便事業の許可後、別途、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされ、法第23条第2項各号に適合していると認めるときは、認可を行う予定（業務委託の認可については諮問対象外）

※ 審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業許可申請と同時に信書便管理規程の設定の認可申請がなされているため別途審査を行っており、諮問第1276号として諮問している。

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。(法第31条第2号)

項目	審査基準	審査結果概要	適合
事業収支見積り	<p>ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。</p> <p>イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。</p>	<p>事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。</p> <p>信書便事業収入は、契約見込み者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱い通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。</p> <p>信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	適
業務の一部の委託	<p>ア 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。</p> <p>イ (上記1において審査)</p> <p>ウ 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。</p> <p>エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託（信書便物の運送及び配達の一部</p>	<p>[REDACTED]において、本件事業許可申請後、事業開始予定の日までに、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされる予定である。</p> <p>当該委託の計画を記載した書類において、当該業務を委託することにより、経費の削減を図ることが可能であること、また、当該委託契約において、損害賠償の規定等、当該委託業務における信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること、かつ、申請者が今般事前承認している者以外の第三者の再委託を禁止していることを契約書において確認していることから、適切なものである。</p>	適

	に係る再委託であって、申請者が事前に承認したもの（除く。）を除く。）するものではないこと。		
協定	<p>ア　他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。</p> <p>(ア) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。</p> <p>(イ) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。</p>	<p>████████において、本件事業許可申請後、事業開始予定の日までに、法第34条において準用する法第24条第1項の規定に基づく協定の認可申請がなされる予定である。</p> <p>当該協定の計画を記載した書類において、当該協定を締結することにより、全国一律のサービス提供を業務の円滑な遂行及びサービス品質の確保を目的とする当該協定の締結を必要とする特別な事情があること、また、当該協定が一般信書便役務を提供するためのものではないことを協定書等において確認していることから、適切なものである。（注2）</p>	適
役務の内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、1号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える、又は重量が4kgを超えるものとなっており、また、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適

(注2) █████について、本件諮問第1274号において許可を適當とする答申が得られた場合、法第29条の特定信書便事業の許可後、別途、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく協定の認可申請がなされ、法第24条第2項各号に適合していると認めるときは、認可を行う予定（協定の認可については諮問対象外）

※ 審査項目中、法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等については、該当なし

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第31条第3号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否
行政 府の 許可 等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。	下表に示すとおり、事業を営むために必要な許可等を取得済みである。  	適
資金 計画	ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。 イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1か年分、人件費等の2か月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適正かつ明確であることを確認している。 また、その資金を調達できることについて、最近の事業年度における貸借対照表等により明確な裏付けのあることを確認している。	適

※ 審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし

4 欠格事由に該当しないこと。(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし

## 事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

株式会社秋田県赤帽（代表取締役 佐藤 敬一）からの事業計画の変更の認可申請について、申請概要は別紙1のとおりであり、審査した結果の概要は以下のとおり。

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第34条により読み替えて準用する法第12条第2項に基づく第31条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第31条第1号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
業務の一部の委託	イ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密を保護が確保されているものであること。	本件事業計画の変更の認可申請後、事業計画変更予定の日までに、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされる予定である。 当該委託の計画を記載した書類において、当該業務を委託するに当たって、「総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められた方法によって委託業務を安全、正確かつ迅速に行わなければならない」と契約書の実施細目で定められており、信書便物の秘密を保護するために適切なものである。（注）	適

（注）本件諮問第1274号において事業計画の変更の認可を適当とする答申が得られた場合、法第34条において準用する法第12条第1項の事業計画の変更の認可後、別途、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされ、法第23条第2項各号に適合していると認めるときは、認可を行う予定（業務委託の認可については諮問対象外）

※ 審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業計画の変更の認可申請において変更なし

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。(法第31条第2号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否
事業収支見積り	<p>ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。</p> <p>イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。</p>	<p>事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。</p> <p>信書便事業収入は、契約見込み者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱い通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。</p> <p>信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。</p>	適
業務の一部の委託	<p>ア 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。</p> <p>イ (上記1において審査)</p> <p>ウ 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。</p> <p>エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託(信書便物の運送及び配達の一部に係る再委託であつて、申請者が事前に承認したものを除く。)するものではないこと。</p>	<p>本件事業計画の変更の認可申請後、事業計画変更予定の日までに、法第34条において準用する法第23条第1項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされる予定である。</p> <p>当該委託の計画を記載した書類において、当該業務を委託することにより、経費の削減を図ることが可能であること、また、当該委託契約において、損害賠償の規定等、当該委託業務における信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること、かつ、他の第三者の再委託を禁止していることを契約書において確認していることから、適切なものである。</p>	適

役務の内容	<p>提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。</p>	<p>今回申請のあった役務内容は、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。</p>	適
-------	--	--	---

※ 審査項目中、法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等、他の一般信書便事業者等との協定又は契約については、該当なし

### 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有すること。

(法第31条第3号)

※ 審査項目中、行政庁の許可等、資金計画については、本件事業計画の変更の認可申請において変更なし